

# 千葉県ソフトテニス連盟 会則・諸規程

## 目 次

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 会 則                     | 2  |
| 名称及び事務局                 | 2  |
| 目的及び事業                  | 2  |
| 組織及び支部                  | 2  |
| 加盟及び脱退                  | 2  |
| 表 彰                     | 3  |
| 役 員                     | 3  |
| 会 議                     | 5  |
| 会 計                     | 6  |
| 弔 慰                     | 6  |
| 事務局                     | 6  |
| 委員会                     | 7  |
| 会則の改廃                   | 7  |
| 委 任                     | 7  |
| 加盟団体規程                  | 8  |
| 会員登録規程                  | 12 |
| 表彰規程                    | 13 |
| 事務局規程                   | 15 |
| 競技委員会規程                 | 16 |
| 大会参加申込に関する細則            | 18 |
| 大会運営に関する細則              | 22 |
| 審判委員会規程                 | 25 |
| 審判講習会に関する細則             | 27 |
| 公認審判員・技術等級に関する細則        | 30 |
| 強化委員会規程                 | 33 |
| 中央大会、派遣選手選考に関する細則       | 35 |
| ランキングに関する細則             | 37 |
| 普及委員会規程                 | 38 |
| 小学生委員会規程                | 39 |
| 小学生ランキングに関する細則          | 41 |
| 広報委員会規程                 | 42 |
| 大会・講習会等の主催、共催及び後援に関する規程 | 43 |

# 会 則

## 第一章 名称及び事務局

### 第1条 (名 称)

本連盟は、千葉県ソフトテニス連盟（以下「連盟」という。）と称する。

### 第2条 (事務局)

事務局を会長了解のもと理事長の定める所に置く。

## 第二章 目的及び事業

### 第3条 (目 的)

連盟は、千葉県におけるソフトテニスの団体を統轄しこれを代表する団体であつて、ソフトテニスを振興し加盟団体間の親睦と融和をはかり、併せて県民の体力増進と健全な精神を養うことを目的とする。

### 第4条 (事 業)

連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) ソフトテニスの指導、奨励並びに指導者の育成
- (2) 県下における大会、講習会等のソフトテニス事業の主催、共催及び後援
- (3) 国及び他都道府県のソフトテニス連盟との連携融和を図る事業
- (4) 加盟団体の強化発展と相互の連携融和を図る事業
- (5) 県外における各種大会への選手派遣
- (6) 上部団体に対する役員を選出、派遣及び上部団体行事に対する積極的な協力
- (7) 連盟における優良団体及び功労者、または優秀選手等の表彰
- (8) その他、連盟の目的達成に必要な事業

## 第三章 組織及び支部

### 第5条 (組 織)

連盟は、県内地域を第12条で定める適切な範囲で区分した支部及び競技団体により組織する。

### 第6条 (支 部)

支部は、日本ソフトテニス連盟へ会員登録した者によって構成された団体で組織する。

## 第四章 加盟及び脱退

### 第7条 (加 盟)

第6条の団体が連盟に加盟しようとするときは、別に定める加盟団体規程に基づき加盟する。

## 第8条 (脱 退)

連盟の加盟団体は、次の各号に該当するとき、理事会の議決によりその資格を失う。

- (1) 連盟の不利益又は著しく不名誉な行為があった団体と認められたとき。
- (2) 加盟団体として不相当と認められたとき。
- (3) 団体が消滅したとき。
- (4) 脱退を申し出たとき。

## 第9条 (会則等の遵守)

加盟団体は、連盟並びに支部の定める会則及び諸規程を遵守しなければならない。

# 第五章 表 彰

## 第10条 (表 彰)

連盟の発展に寄与し功労のあった団体、個人及び特に成績優秀であった団体、個人について別に定める表彰規程に基づき表彰を行う。

# 第六章 役 員

## 第11条 (役 員)

連盟に次の役員を置く。

|      |                       |
|------|-----------------------|
| 会 長  | 1名                    |
| 副会長  | 若干名                   |
| 理事長  | 1名                    |
| 副理事長 | 若干名                   |
| 理 事  | 40名以内（会長推薦理事12名以内を含む） |
| 監 事  | 2名                    |

## 第12条 (役員を選出)

1. 会長、副会長及び監事は代議員会において選任する。
2. 理事長、副理事長、各委員会委員長及び事務局長は理事会において選出し、代議員会で決定する。
3. 理事は、下記に定める支部及び競技団体により推薦した者によるが、会長推薦者12名以内を理事とすることができる。但し、会長推薦者については代議員会の承認を得なければならない。
4. 理事長、副理事長、各委員会委員長及び事務局長は会長推薦理事となり、支部から選出された者が理事長、副理事長、各委員会委員長及び事務局長になった場合その支部から理事を追加する。

### 支部及び競技団体

|   |   |                        |    |
|---|---|------------------------|----|
| 海 | 匝 | (銚子市、旭市、匝瑳市)           | 1名 |
| 香 | 取 | (香取市、香取郡)              | 1名 |
| 印 | 旛 | (成田市、佐倉市、四街道市、印旛郡、八街市、 | 1名 |

|   |       |              |                           |
|---|-------|--------------|---------------------------|
|   |       | 印西市、白井市、富里市) |                           |
| 我 | 孫     | 子            | (我孫子市) 1名                 |
| 鎌 | ヶ     | 谷            | (鎌ヶ谷市) 1名                 |
| 野 |       | 田            | (野田市) 1名                  |
| 流 |       | 山            | (流山市) 1名                  |
|   |       | 柏            | (柏市) 1名                   |
| 松 |       | 戸            | (松戸市) 1名                  |
| 市 |       | 川            | (市川市) 1名                  |
| 浦 |       | 安            | (浦安市) 1名                  |
| 船 |       | 橋            | (船橋市) 1名                  |
| 習 | 志     | 野            | (習志野市) 1名                 |
| 八 | 千     | 代            | (八千代市) 1名                 |
| 千 |       | 葉            | (千葉市) 1名                  |
| 市 |       | 原            | (市原市) 1名                  |
| 山 |       | 武            | (東金市、山武市、山武郡) 1名          |
| 茂 |       | 原            | (茂原市、勝浦市、長生郡、いすみ市、夷隅郡) 1名 |
| 木 | 更     | 津            | (木更津市、袖ヶ浦市) 1名            |
| 君 |       | 津            | (君津市、富津市) 1名              |
| 安 |       | 房            | (館山市、鴨川市、安房郡、南房総市) 1名     |
| 千 | 葉     | 学            | 連 (競技団体) 1名               |
| 高 |       | 体            | 連 (競技団体) 1名               |
| 中 |       | 体            | 連 (競技団体) 1名               |
| 県 | レディース | 連盟           | (競技団体) 1名                 |
| 県 | シニア   | 連盟           | (競技団体) 1名                 |
| 会 | 長     | 推            | 薦 12名以内                   |

### 第13条 (名誉会長、顧問及び参与)

1. 連盟に名誉会長1名、顧問及び参与を置くことができる。
2. 名誉会長、顧問及び参与は代議員会の承認を得て会長が委嘱する。
3. 名誉会長、顧問及び参与は、連盟の重要事項について、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

### 第14条 (役員 の職務)

1. 会長は、連盟を代表し連盟の業務一切を統理する。
2. 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代理する。
3. 理事長は、常任委員会及び理事会を総括し連盟業務を執行する。
4. 副理事長は、理事長を補佐し理事長事故あるときは職務を代理する。
5. 常任理事は、常任委員会を構成し連盟業務の円滑化を図る。
6. 理事は、理事会を構成し連盟業務を執行するとともに理事会の決定事項、その他必要な事項を支部の加盟団体に速やかに伝達するものとする。
7. 監事は、会計及び業務内容等について監査し、その結果を代議員会において報告しなければならない。

## 第15条 (任 期)

1. 役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。
2. 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

## 第七章 会 議

### 第16条 (会 議)

会議は、次に定めるとおりとする。

- (1) 代議員会
- (2) 常任委員会
- (3) 理事会

### 第17条 (代議員会)

1. 代議員会は、会長が招集する連盟最高の議決機関であり、事業内容、予算、決算、役員選任及び会則の改廃等の重要事項を審議する。
2. 代議員会は、毎年2月に開催する。但し、会長が必要と認めたとき又は代議員の3分の1以上の要求があったときには招集することができる。
3. 代議員会は、役員と支部及び競技団体より選出された代議員で構成される。
4. 代議員会は、3分の2以上（委任状を含む）の代議員の出席がなければ開くことができない。
5. 代議員会における議決は、出席代議員の過半数をもって決する。但し、可否同数の場合は議長がこれを決する。
6. 代議員会の議長は、会長があたる。

### 第18条 (代議員の選出)

1. 代議員は、各支部及び競技団体において2名選出するものとする。
2. 代議員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。
3. 補欠で就任した代議員任期は前任者の残任期間とする。

### 第19条 (常任理事、常任委員会)

1. 常任理事は、委員会委員長、事務局長、高体連選出理事、中体連選出理事、レディース連盟選出理事、シニア連盟選出理事がこれにあたる。
2. 常任委員会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事を持って構成する。
3. 常任委員会は、会長が招集し理事長が議長となり理事会に提案する事項並びに理事会より付託された事項について審議決定する。

### 第20条 (理事会)

1. 理事会は、理事及び会長、副会長をもって構成する。
2. 理事会は、会長が招集し、理事長が議長にあたり連盟業務に必要な事項について審議し、執行する。
3. 理事会は、理事の3分の2以上の出席（委任出席を含む）をもって成立する。
4. 理事会における議決は、出席者の過半数をもって決する。但し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

### 第21条 (名誉会長及び顧問、参与の意見)

名誉会長及び顧問、参与は会長の諮問に応じ、会議に出席し意見を述べる事が

できる。

## 第八章 会 計

### 第 22 条 (会 計)

本連盟の経費は次に掲げるもので支弁する。

- (1) 支部の分担金
- (2) 交付金、補助金及び協力金
- (3) 寄附金
- (4) 事業収入金
- (5) 登録金
- (6) その他

### 第 23 条 (分担金)

支部等の分担金は、代議員会においてその額等を決定し毎年これを徴収する。

### 第 24 条 (大会参加料)

大会参加料については、理事会において決定する。

### 第 25 条 (会計年度)

会計年度は、毎年 1 月 1 日より同年 12 月 31 日までとする。

### 第 26 条 (予算及び決算)

1. 予算及び決算報告は、毎年度定期代議員会において文書をもって諮り、承認を得なければならない。
2. 監事による監査結果についても文書を添付し、代議員会に報告し、承認を得なければならない。

## 第九章 弔 慰

### 第 27 条 (弔 慰)

1. 連盟役員（本人）への弔意は香典並びに献花・弔電とする。
2. 役員以外で連盟に多大な貢献をされた方への弔慰は会長が判断する。

## 第十章 事務局

### 第 28 条 (事務局)

1. 連盟の事務を処理するため事務局を設け、事務局員を置くことができる。
2. 事務局員は、事務局長が選出し理事長の承認を得た者による。
3. 事務局員は、連盟の登録名簿、帳簿、活動状況等を明確にし、必要に応じていつでも公開できるようにしておかなければならない。

## 第十一章 委員会

### 第29条 (委員会)

1. 連盟は、第4条の事業遂行のため委員会を設けることができる。
2. 委員会の名称、目的、事業、会計、規程等については理事会において定める。
3. 委員会の委員長は、理事会において選出し代議員会の承認を得て、会長が委嘱する。

## 第十二章 会則の改廃

### 第30条 (会則の改廃)

会則は、代議員会で代議員の過半数の同意を得なければ改廃することはできない。但し、緊急を要する場合は理事会において一部変更することができる。尚、この場合は次回の代議員会において承認を得るものとする。

## 第十三章 委 任

### 第31条 (委 任)

本会則の施行に関し、必要な事項は理事会に諮り会長が定めることができる。